受付方法	水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする						
	。 (1) 合同事務所の窓口における受付						
	(1) 合同事務所の窓口における受付 いわき市小名浜字辰巳町18番地の1						
	(2) 電話による受付 0246-54-6653						
	(3) ファクシミリによる受付 0246-53-3273						
亚 丹東西	水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について						
受付事項							
	、利用者から情報を得るものとする。						
	(1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、						
	速力及び積荷の種類						
	(2) 船舶所有者(水先法第3条)の氏名又は名称及び住所(2)						
	(3) 水先区間及び水先開始予定時刻						
	(4) 輸出免税等(消費税法)該当の有無及び検疫の要否						
	(5) その他利用者から得た特別な事項						
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\							
当直表	会員の休息時間及び休日を確保し、水先の求めの受け付けを計画						
	的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確						
	保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応						
	体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表する						
	ものとする。						
受付条件	水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げる事項のほか、「						
	船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がな						
	いことを条件とするものとする。						
	1. 水先人の選任について利用者からの要請がない場合						
	(1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の3時間前						
	までに申し込みされたものであること。						
	(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに						
	水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合した						
	ものであること。						

- 2. 水先人の選任について利用者から要請がある場合
- (1) 次のすべての要件を満たすものであること。
 - イ 当該水先人が当該要請を応諾する事。
 - ロ 当該要請が水先開始予定時刻の24期間前から6時間 前までに申込みされたものであること。(ただし、6時間 前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認でき た場合はこの限りではない。)
 - ハ 当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間と重複していないこと。この場合の水先の時間とは、水 先業務時間だけでなく、移動時間(1時間)及び休息時間 (1時間)を含めるものとする。
 - ニ 以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水 先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこ と。
 - ・水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶について 、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バー ス又は船舶の水先を行う事になること
- (2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水 域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先 業務経験年数等に応じた業務制限に適合したものであるこ と。

会員への 連絡

本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより 会員に対し連絡を行うものとする。

- (1) 水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合には、当直表に従って、水先 人の休息時間の確保その他の事情を考慮して、遅滞なく、会 員に連絡するものとする。
- (3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メールその他確実な手段により行うものとする。

水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲(一級水先人)
3年未満	すべての船舶(2万総トン以上の危険物積載船を 除く。)

小名浜港 受け入れ基準

平成17年3月 7日 作成 平成19年4月 9日一部改正 平成21年1月28日一部改正

1 受入最大船型(最大総トン数、許容喫水、全長)

又人	取人胎生	(最大総	トン釵、計	谷ツ水、	王長)			
BERTH				受入最大船型				備考
バースNo	長さ	側傍水深(公称)	実測水深	総トン数	全長	喫水	必要UKC	
2-3	130	7–50	6-60	110. 2 320		6-60	5%	喫水6-28以上は潮高を 加算してUKC5%確保で きる場合のみ接岸可
2-4	130	7–50	6-60			6-60	5%	
3-1	175	10-00	8-40			8-40	5%	喫水8-00以上は潮高を 加算してUKC5%確保で きる場合のみ接岸可
3-2	175	10-00	10-00			9–75	5%	喫水9-52以上は潮高を 加算してUKC5%確保で きる場合のみ接岸可
3-3	175	10-00	10-00			9–75	5%	
3-4	175	10-00	10-00			9–75	5%	" 奥から40mは実測水深8.7 mを加味した制限
4-2	200	10-00	8–50			8–50	5%	喫水8-10以上は潮高を 加算してUKC5%確保で きる場合のみ接岸可
4-3	200	10-00	9-40			9–17	5%	喫水8-95以上は潮高を 加算してUKC5%確保で きる場合のみ離着岸可
5 • 6-1	241	12-00	12-00		200M	11-00	9%	
5•6-2	280	14-00	14-00			12-72	10%	
7–1	270	13-00	12-60			12-30	5%	喫水12-00以上は潮高 を加算してUKC5%確保 できる場合のみ接岸可
7-2	271	13-00	12-60			12-30	5%	喫水12-00以上は潮高 を加算してUKC5%確保 できる場合のみ接岸可
7–3	185	10-00	9-00			9-00	5%	喫水8-57以上は潮高を 加算してUKC5%確保で きる場合のみ接岸可
7–4	185	10-00	8-50			8-50	5%	喫水8-09以上は潮高を 加算してUKC5%確保で きる場合のみ接岸可

BERTH				受入最大船型			備考	
バースNo	済み	側傍水深 (公称)	実測水深	総トン数	全長	喫水	必要UKC	
	<u>кс</u>			がいって女人		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		喫水7-15以上は潮高を 加算してUKC5%確保で きる場合のみ接岸可
F-1 F-2	185 240	10-00	7–50 12–00		120 M	7-50 11-00	5% 9%	全長200 M以上は 事前協議する 進入航路上に11.20M があるので 喫水 10-66M以上は潮高を 加算してUKC5%を確保 すること
F-3	185	10-00	9-40		180M	9-40	5%	喫水8-95以上は潮高を 加算してUKC5%確保で きる場合のみ接岸可 岸壁奥から50M以上沖 側に接岸すること
F-4	130	7–50	6-60		110M	6-60	5%	喫水6-28以上は潮高を 加算してUKC5%確保で きる場合のみ接岸可
O-2	130	7–50	6-50			6-50	5%	喫水6-19以上は潮高を 加算してUKC5%確保で きる場合のみ接岸可
O-3	185		9-40		165M	9–40	5%	喫水8-95以上は潮高を 加算してUKC5%確保で きる場合のみ接岸可
0-4	185	10-00	9-40			9-40	5%	喫水8-95以上は潮高を 加算してUKC5%確保で きる場合のみ接岸可
S-B	360	15-00				13–50	11%	

^{*} 岸壁側傍水深については 平成16年 4 月測量 に基づく測深図による 藤原埠頭に至る入航進路については 平成17年 2月測量に基づく測深図による

2 水先引き受け時間

- (1) 入港船 日出 から日没 1時間前まで
- (2) 出港船 日出から2200まで(但し S-Bからの出港船は日没まで)
 - * 相次ぐ入港船に使用するタグが重なる場合、入港時間間隔は1時間以上とすること。
 - * 相次ぐ出港船に使用するタグが重なる場合、出港時間間隔は45分以上とすること。

- 3 水先引き受け 海、気象条件
 - (1) 気象 風速 13m/sec 以下 視界 1000m 以上
 - (2) 海象 波高 1.5m 以下 但し 通船ボートが接舷可能な場合又は対象船舶が 外防波堤の内側まて°進入出来る場合はこの限りではない
- 4 着桟舷 入船着桟を原則とする 但し 特殊事情のある船舶(荷役設備の設置位置等)については都度協議の上決定する
- 5 乗船パイロット数 G/T 35,000 TON 以上のタンカーは、入港時は2人とする

以上